

さいたま市消防局訓令第7号

さいたま市さいたま市消防職員安全衛生管理規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市消防局長 島田 智弘

さいたま市消防局訓令 7 号

さいたま市消防職員安全衛生管理規程

さいたま市消防職員安全衛生管理規程（平成 15 年さいたま市消防局訓令第 14 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、さいたま市消防職員（以下「職員」という。）の安全及び衛生の管理に関する組織について必要な事項を定めるものとする。

（所属長の責務）

第 2 条 所属長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の安全と健康を確保するよう努めなければならない。

（職員の責務）

第 3 条 職員は、所属長、総括安全衛生管理者等が、法令及びこの訓令に基づいて講じる安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に、誠実に従わなければならない。

（総括安全衛生管理者及び総括安全衛生管理代理者）

第 4 条 消防局に総括安全衛生管理者を置き、総務部長をもって充てる。総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代理する者（以下「総括安全衛生管理代理者」という。）を置くものとし、総括安全衛生管理代理者は、総務部次長（消防担当）をもって充てる。

2 総括安全衛生管理者は、職員の安全及び衛生の確保のため当該箇所に置かれる職にある者を指揮し、消防局における職員の安全及び衛生に関する業務を統括管理する。

（安全衛生管理者及び安全衛生管理代理者）

第 5 条 消防局（各消防署を除く。以下同じ。）及び各消防署に安全衛生管理者を置き、安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代理する者（以下「安全衛生管理代理者」という。）を置くものとする。

2 安全衛生管理者の名称及び充てる者の職並びに安全衛生管理代理者に充てる者の職は、別表第1に定めるとおりとする。

3 安全衛生管理者は、当該箇所における職員の安全及び衛生の管理に関する事務を統括管理するとともに、所属長、安全責任者、衛生管理者その他安全及び衛生の管理に関係のある者を指揮監督する。

(安全責任者)

第6条 消防局及び各消防署に安全責任者を置き、その名称及び充てる者の職は、別表第2に定めるとおりとする。

2 安全責任者は、職員の安全の確保のため当該箇所に置かれる職にある者を指揮し、庁舎施設を巡視し、各種設備及び機械器具又は職員の作業、訓練等の方法に危険がある場合は、その防止措置を講じるとともに、次に掲げる事項を管理する。

(1) 安全装置、保護具、消火設備その他の危険防止施設の点検及び整備に関すること。

(2) 爆発性物品の取扱い等火災防止に関すること。

(3) 新規に採用する機械、器具その他の設備に係る危険防止に関すること。

(4) 安全教育及び訓練に関すること。

(5) 発生した災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(6) 安全日誌その他安全管理上の記録及びこれらの保存に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全に係る技術的事項に関すること。

3 前項第6号に規定する保存の期間は、3年間とする。

(衛生管理者)

第7条 法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を消防局及び各消防署に置き、その名称は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる名称とする。

(1) 消防局 消防局衛生管理者

(2) 各消防署 衛生管理者の上に各消防署の名称を付したもの

2 衛生管理者は、職員の衛生の確保のため当該箇所に置かれる職にある者を指揮し、次に掲げる事項を管理するとともに、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第11条第1項に規定する職務を行う。

- (1) 健康に異常がある者の発見及びその処理に関すること。
- (2) 労働環境衛生の調査に関すること。
- (3) 労働条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
- (4) 衛生保護具、救急用具その他の衛生施設の点検及び整備に関すること。
- (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に関すること。
- (6) 衛生日誌その他衛生管理上の記録及びこれらの保存に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項に関すること。

3 前項第6号に規定する保存の期間は、3年間とする。

(安全衛生推進員)

第8条 安全衛生推進員を各消防署及び各出張所に置き、その名称は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる名称とする。

- (1) 各消防署 安全衛生推進員の上に各消防署の消防1課又は消防2課の名称を付したもの
- (2) 各出張所 安全衛生推進員の上に各消防署の名称及び各出張所の名称を付したもの

2 安全衛生推進員は、消防1課長、消防2課長及び出張所長をもって充てる。

3 安全衛生推進員は、当該箇所を所管する安全衛生管理者、安全責任者及び衛生管理者の指揮を受け第6条第2項各号及び前条第2項各号に掲げる事項を担当するとともに、当該箇所を巡視し、施設若しくは労働方法に危険若しくは欠陥状態があるとき又は施設、労働環境、労働条件等に衛生上有害若しくは不適當な状態があるときは、直ちに、当該箇所を所管する安全衛生管理者、安全責任者又は衛生管理者に報告し、指示を受け、その改善に努めるものとする。

4 第6条第3項及び前条第3項の規定は、安全衛生推進員について準用する。

(化学物質管理者)

第9条 省令第12条の5に規定する化学物質管理者として、消防局に消防局化学物質管理者を置く。

(保護具着用管理責任者)

第10条 省令第12条の6に規定する保護具着用管理責任者として、消防局に消防

局保護具着用管理責任者を置く。

(産業医)

第11条 法第13条第1項に規定する産業医（以下「産業医」という。）を消防局及び各消防署に置き、その名称は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる名称とする。

- (1) 消防局 消防局産業医
- (2) 各消防署 産業医の上に各消防署の名称を付したもの

(安全衛生委員会)

第12条 安全衛生委員会を置く箇所並びにその名称、委員構成及び庶務担当は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 安全衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開催することができない。
- 3 安全衛生委員会は、法第18条第1項各号に掲げる事項のほか、安全衛生に関する事項を調査審議する。
- 4 安全衛生委員会は、開催の都度、省令第23条第4項各号に掲げる事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。
- 5 審議結果は、総括安全衛生管理者に報告するものとする。
- 6 前3項に定めるもののほか、安全衛生委員会に関し必要な事項は、安全衛生委員会が定める。

(安全衛生委員会の組織)

第13条 安全衛生委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準じる者のうちから消防局長が指名した者
 - (2) 安全責任者及び衛生管理者のうちから消防局長が指名した者
 - (3) 産業医のうちから消防局長が指名した者
 - (4) 安全に関し経験を有する職員のうちから消防局長が指名した者
 - (5) 衛生に関し経験を有する職員のうちから消防局長が指名した者
- 2 前項第1号の委員以外の委員の半数については、職員の推薦に基づき消防局長が

指名するものとする。

3 第1項第2号から第5号まで及び前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第1項第2号から第5号まで及び第2項の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(安全衛生委員会の議長)

第14条 安全衛生委員会の議長は、前条第1項第1号の委員になるものとする。

(安全衛生委員会の運営)

第15条 安全衛生委員会の運営について必要な事項は、安全衛生委員会が定める。

(安全衛生関係者会議)

第16条 安全衛生委員会の運営の調整を図り、職員の安全及び衛生の確保について総合的な検討を行うため、安全衛生関係者会議を設置する。

2 安全衛生関係者会議は、安全衛生委員会から当該委員会の調査審議内容その他の運営状況について報告を徴し、安全衛生委員会の調整並びに職員の安全及び衛生の確保の総合的な検討について協議し、その結果を消防局長に報告するものとする。

3 安全衛生関係者会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 総務部長の職にある者

(2) 各安全衛生管理者

4 安全衛生関係者会議の議長は、総務部長をもって充てる。ただし、議長が事故その他の事由によりその職務を行うことができないときは、総務部次長の職にある者がその職務を行う。

5 安全衛生関係者会議は、第3項に掲げる者の過半数が出席しなければこれを開催することができない。

6 議長は、必要あると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

7 安全衛生関係者会議の庶務は、消防職員課において処理する。

8 第12条第4項及び第6項の規定は、安全衛生関係者会議に準用する。

(職員の報告義務)

第17条 職員は、日常業務において、安全衛生上障害と思える事項を発見したとき

は、速やかに所属長、安全責任者、衛生管理者又は安全衛生推進員に報告するものとする。

(健康診断の種類等)

第18条 職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 特定業務従事者健康診断

2 前項の健康診断の対象職員、項目及び回数又は時期は、省令に定めるとおりとする。

3 前2項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、特別の健康診断を実施するものとする。

(健康診断の受診義務)

第19条 法第66条第5項の規定により受診義務が課されている職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定による健康診断を受けなかった者は、医師の健康診断を受け、その結果を証明する書面を所属長を経由して、消防職員課長に提出しなければならない。

3 所属長は、職員が指定された期日及び場所において、健康診断を受診できるよう配慮しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第20条 消防職員課長は、健康診断を実施した結果を、健康診断を受けた職員に通知しなければならない。

(指導区分の決定等)

第21条 健康診断を行った結果、健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認められた職員については、産業医又は他の医師の意見を聴き、別表第4の指導区分の欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を行う。

2 前項の規定による指導区分の決定を行った場合において、必要があると認めるときは、同項の医師の意見を聴き、当該指導区分を変更することができる。

(事後措置)

第22条 前条の規定により指導区分の決定又は変更を行った職員については、その

指導区分に応じ、別表第4の事後措置の基準の欄に掲げる基準に従い適切な事後措置をとるとともに、当該職員及びその所属長に当該事後措置の内容を通知する。

(脳血管疾患及び虚血性心疾患の予防のための保健指導)

第23条 消防職員課長は、健康診断において、職員が別に定める基準に該当する場合には、当該職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び第21条第1項の規定により、脳血管疾患又は虚血性心疾患の発生に関し別表第4に規定する医療の面1又は2の指導区分の決定を受けた職員を除く。以下この条において同じ。）に対し、医師又は保健師の面接による保健指導を行うものとする。

2 所属長は、職員が前項の面接を受けられるよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 職員の健康管理の業務に携わる者は、職務上知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後においても、同様とする。

(その他)

第25条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(さいたま市警防規程の一部改正)

2 さいたま市警防規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(安全管理責務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、安全管理に関し必要な事項については、さいたま市消防職員安全衛生管理規程（<u>令和8年さいたま市消防局訓令第7号</u>）の定めるところによる。</p>	<p>(安全管理責務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、安全管理に関し必要な事項については、さいたま市消防職員安全衛生管理規程（<u>平成15年さいたま市消防局訓令第14号</u>）の定めるところによる。</p>

別表第1（第5条関係）

安全衛生管理者

箇所	名称	充てる者の職	安全衛生管理代理者に充てる者の職
消防局	消防局安全衛生管理者	総務部次長（消防担当）	消防職員課長
各消防署	安全衛生管理者の上に各消防署の名称を付したもの	各消防署長	各消防署副署長

別表第2（第6条関係）

安全責任者

箇所	名称	充てる者の職
消防局	消防局安全責任者	各課長及び室長
各消防署	安全責任者の上に各消防署の名称を付したもの	各消防署副署長

別表第3（第12条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
消防局	消防局安全衛生委員会	1 消防局安全衛生管理者 2 法第19条第2項第2号の者（以下「指名衛生管理者等」という。） 1人 3 消防局産業医 4 法第19条第2項第4号の者（以下「指名安全所属職員」という。） 4人 5 法第19条第2項第5号の者（以下「指名衛生所属職員」という。） 4人	消防職員課
各消防署 （出張所を管轄しない消防署）	安全衛生委員会の上に各消防署の名称を付したものの	1 各消防署安全衛生管理者 2 指名衛生管理者等 各1人 3 各消防署産業医 4 指名安全所属職員 各4人 5 指名衛生所属職員 各4人	各消防署管理指導課
各消防署 （1つの出張所を管轄する消防署）	安全衛生委員会の上に各消防署の名称を付したものの	1 各消防署安全衛生管理者 2 指名衛生管理者等 各1人 3 各消防署産業医 4 指名安全所属職員 各5人 5 指名衛生所属職員 各5人	各消防署管理指導課
各消防署 （2つの出張所を管轄する消防署）	安全衛生委員会の上に各消防署の名称を付したものの	1 各消防署安全衛生管理者 2 指名衛生管理者等 各1人 3 各消防署産業医 4 指名安全所属職員 各6人 5 指名衛生所属職員 各6人	各消防署管理指導課
各消防署 （3つの出張所を管轄する消防署）	安全衛生委員会の上に各消防署の名称を付したものの	1 各消防署安全衛生管理者 2 指名衛生管理者等 各1人 3 各消防署産業医 4 指名安全所属職員 各7人 5 指名衛生所属職員 各7人	各消防署管理指導課

別表第4（第21条、第22条、第23条関係）

指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
勤務規制の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行つてよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の勤務でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあつせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	